

第51回
東京都景観審議会議事録

東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課

第51回東京都景観審議会議事録

I 日 時

平成31年3月22日（金） 10：27～12：05

II 場 所

都庁第二本庁舎31階 特別会議室26

III 出席者

【委員】中井（検）会長、有賀副会長、加藤委員、畔柳委員、瀬良委員、櫛笥委員、
関根委員、塚本委員、山崎委員、川本委員

【事務局】山崎景観・プロジェクト担当部長、米田緑地景観課長、
小野屋外広告物担当課長、蓮見景観担当課長

IV 議事次第

1 開 会

2 審議事項

- ・ 渋谷区中心地区大規模建築物等に係る特定区域景観形成指針の変更について

3 報告事項

- (1) 渋谷駅中心地区におけるデジタルサイネージ等を活用した実証実験について
- (2) 大規模建築物等事前協議制度の運用について
- (3) 都市再生特別地区の建築物の事前協議について（歌舞伎町一丁目地区）
- (4) 東京都選定歴史的建造物の選定状況について
- (5) 歴史的建造物の保存を支援する取組について
- (6) 景観行政団体の移行状況について
- (7) 「（仮称）夜間景観形成の手引き」作成の検討状況について

4 閉 会

V 配付資料

資料1－0 特定区域景観形成指針について

- 資料1-1 渋谷駅中心地区大規模建築物等に係る特定区域景観形成指針変更の概要
- 資料1-2 渋谷駅中心地区大規模建築物等に係る特定区域景観形成指針（案）
- 資料1-3 「渋谷駅中心地区大規模建築物等に係る特定区域景観形成指針変更（案）」
に対する意見概要
- 資料1-4 渋谷駅中心地区大規模建築物等に係る特定区域景観形成指針変更（案）の
認定について
- 資料2 屋外広告物（デジタルサイネージ）の実証実験について
- 資料3 大規模建築物等事前協議制度の運用について
- 資料4 都市再生特別地区の建築物の事前協議（歌舞伎町一丁目地区）
- 資料5 東京都選定歴史的建造物の選定状況について
- 資料6 歴史的建造物の保存を支援する取組について
- 資料7 景観行政団体の移行状況について
- 資料8 （仮称）夜間景観形成の手引き作成について

○米田緑地景観課長 それでは、定刻前ではございますけども、お揃いになりましたので、ただいまから第51回東京都景観審議会を開会いたします。

本日は、ご多忙のところ、当審議会にご出席いただきありがとうございます。

会長に議事をお願いするまでの間、進行を務めさせていただきます、都市づくり政策部緑地景観課長の米田でございます。よろしくお願いいたします。着座にてご説明いたします。

初めに、現在、ご出席の委員の方は10名でございます。東京都景観審議会規則第5条第1項の定足数を満たしていることをご報告いたします。

次に、本日、お手元にお配りした資料をご説明いたします。資料がかなり多いのですが、議事次第、配付資料一覧、資料1-0から1-4、それから資料2、資料3、資料4、資料5、資料6、資料7、資料8という順番にお配りさせていただいております。それから別に、当審議会の委員名簿と座席表をお配りさせていただいております。

また、東京都景観計画、東京都景観色彩ガイドラインの冊子、紙ファイルで綴じてあります「景観法、東京都景観条例、東京都景観審議会運営要綱、規則」を机上去用意させていただきます。

すべてお揃いでしょうか。不足がございましたら、事務局までお願いいたします。

それでは、進めさせていただきます。

また、本日の議事録ですが、全文について東京都のホームページで公表させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、事務局のメンバーに変更がございましたので、紹介いたします。

景観・プロジェクト担当部長、山崎でございます。

○山崎景観・プロジェクト担当部長 山崎です。よろしくお願いいたします。

○米田緑地景観課長 では先に行きます。写真撮影等につきましては、ここまでとさせていただきます。

それでは、東京都景観審議会運営要綱第5条の規定に基づき、中井会長に議長をお願いいたします。中井会長よろしくお願いいたします。

○中井（検）会長 おはようございます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速、議事に入らせていただきたいと思います。

審議事項について、事務局よりご説明をお願いいたします。

○蓮見景観担当課長 事務局です。

本件は、渋谷駅中心地区大規模建築物等に係る特定区域景観形成指針を変更するもので、渋谷区が変更案を提案し、協議を求めてきたために、東京都が認定審査を行うに当たってご審議をいただくものでございます。

まず、こちらの制度について概要をご説明させていただきます。

お手元にお配りしています資料1-0をご覧ください。

まず、特定区域景観形成指針とはというところでございますけれども、こちらについては、東京都景観条例に基づきまして、良好な景観を形成するために、都市開発諸制度などを活用する建築物を対象に、再開発事業などの都市計画の提案の前に景観に関する事前協議を実施するものでございます。

こちらの事前協議につきましては、東京都景観計画に定める大規模建築物等景観形成指針の基準、こちら都内全域にかかる一般的な基準への適合を事前協議の中で確認を行ってございます。

この特例としまして、地域の個性を生かした景観を形成するために、大規模建築物等が複数計画される区域において、事業者と地元自治体が協議をいたしまして、独自の景観ルールを定めることができます。こちらの独自の景観ルールを特定区域景観形成指針と呼びまして、それを定めた独自のルールを東京都が認定した場合につきましては、事前協議の中で通常の一般的な基準によらず、こちらの独自ルールとなります特定区域景観形成指針に基づいて事前協議の実施が可能となるという制度でございます。

現在、2段目に書いてございます、こちらの指針を認定している地区でございますけれども、2地区ございまして、渋谷駅中心地区、こちら平成23年8月の認定でございます。本日の審議内容につきましては、平成23年に認定されましたこちらの指針の変更という形になります。もう1カ所が歌舞伎町シネシティ広場周辺地区ということで、こちらは平成30年1月の認定というふうになってございます。

手続の流れでございますけれども、一番下に記載がございますとおり、地元区が事業者と連携しまして、こちらの特定区域景観形成指針の変更案を作成しまして、東京都に協議、提案を行っていただきます。

東京都は、認定審査を行うわけでございますけれども、認定審査に先立ちまして、景観審議会の意見を聞くという形になってございます。

2月27日に、こちらの本日の審議事項でございます変更案につきましては、計画部会で審議がなされてございます。

本日は、こちら景観審議会の本審でご審議をいただきまして、今後認定審査に進むというような手続の流れになってございます。

詳細等につきましては、こちら東京都景観計画の183ページに記載がございますので、後ほどご覧いただければと思います。

なお、変更内容の詳細の説明につきまして、関係者をお願いをしたいと思います。

事務局からは、以上です。

○中井（検）会長 それでは、本日、審議事項はこの1件でございまして、その他報告事項がたくさんございますけれども、本件につきましては、東京都景観審議会運営要綱第8条の規定に基づき、関係者に出席を求め、説明と質疑を行いたいと思います。

それでは、関係者に入室してもらってください。

（事業者入室）

○蓮見景観担当課長 それでは、説明者の方は、本案件について、自己紹介の後、内容のご説明をお願いいたします。

○渋谷区 渋谷区都市整備部渋谷駅周辺整備課、杉です。よろしく申し上げます。渋谷区都市整備部渋谷駅周辺整備課の小宮と申します。よろしく申し上げます。あと、駅前の事業者側の人たちが一緒に来ています。よろしく申し上げます。座ってご説明させていただきます。

お手元の資料1-1の変更の概要を使って説明させていただきます。

最初に、現行の指針についてと変更の目的についてですが、東京都景観条例に定められている開発諸制度を利用した大規模建築物等の事前協議制度について、渋谷駅周辺では、地域の個性を生かした景観誘導を行う区域として、こちらの指針を作成し、平成23年に東京都の認定を受けております。

景観形成基準として、指針1から4を示しておりまして、指針1が、渋谷の玄関口に相応しい、様々なアクティビティが感じられる駅前の顔の形成。指針2が、渋谷らしい、エリアや沿道ごとに個性ある街並み、多様な界わい、活気とにぎわい景観の形成。指針3が、周辺とも連携した緑と水が連なる景観の形成。指針4が、群としての象徴性を備えたスカイラインの形成としております。

運用体制ですが、渋谷駅中心地区デザイン会議を設けておりまして、適用区域内の大規模建築物等の計画が渋谷の景観形成基準に適合するよう、デザイン調整を行う機関として定めております。

右上に、適用区域を示しておりますが、青い線の内側が適用対象区域となっております。今回の変更で区域については変更いたしません。

変更の目的ですが、認定から約7年が経過しておりまして、指針の区域内では複数の大規模開発が進み、渋谷の取り巻く状況が変化してきたことや、昨年、東京都景観計画で大規模建築物等景観形成指針の変更があり、夜間照明の項目の追加などがございましたので、渋谷についても、引き続き地域の個性を生かした景観形成の誘導や、昼夜問わず賑わいや活気を演出するまちとしての更なる都市の魅力向上、屋外広告物を活用した持続的なまちづくり活動の推進を図るために、渋谷らしい夜間景観と屋外広告物のあり方について指針に追記・変更していきたいと考えております。

おめくりいただきまして、2ページ目ですが、こちら夜間照明の変更の概要になっておりまして、上に東京都景観計画の夜間照明の項目について記載しています。

東京都の下から2番目、「建築物の高層部では、色や過度な動きによる演出を避ける。」とありますが、「ただし、地域のガイドライン等で定めがある場合やイベント時は、この限りでない。」とありますので、渋谷の夜間照明のあり方を示すために、考え方1から5を追加しております。

一つ目ですが、まちのシンボルとなる広場及びゲートとなる広場に面する建物は、各街区に応じた象徴的なアーバン・コアなどにおける「人の動き」、時事に応じた多様な色、形態の光を用いるなど「ファサードの装い」、広告物やビジョン等による「情報の設え」に焦点をあてた照明計画によって、アクティビティが感じられるよう配慮する。

こちら計画部会では、「人の動き」、「ファサードの動き」、「情報の動き」としておりましたが、「ファサードの動き」の表現について、過度に動くと思解されないようにとご指摘をいただきまして、「人の動き」、「ファサードの装い」、「情報の設え」と変更いたしました。

次に、二つ目ですが、駅街区を頂点とし、群としての象徴性を備えたスカイラインを意識させるような照明計画とする。

三つ目ですが、照明の目的と周辺環境に応じて、適切な照度、輝度、色温度、演色性の照明を使用し、光の質の向上を図る。こちら計画部会では記載していなかったのですが、照明で演出していくと、どんどん明るさが増すため、あるところでは抑制するという考えはないのかとご指摘をいただきまして、まちのシンボルとなる広場やゲートとなる広場以外の部分の基準としてこちらを追加いたしました。

4番、5番については、地区計画によって、地域の特性を踏まえた別の基準がある場合には、これを尊重するということや、デザイン会議において協議・調整を行うということを追記しております。

夜間照明については、右側にイメージ図も追加しております、「情報の設え」とか、「ファサードの装い」、「人の動き」について説明文を少し加えております。「情報の設え」が、建物壁面を活用したビジョン等による演出、「ファサードの装い」がアーバン・コアな機能と共存し、光の演出等により個性あるファサードを魅せる。「人の動き」がアーバン・コアや商業照明演出等による内部のにぎわいの表出としています。

次に、3ページの屋外広告物について、ご説明させていただきます。上のほうにこちらも東京都の基準を記載しておりますが、黄色いマーカーの部分ですが、建物の3階を超える部分又は地盤面からの高さが10メートル以上の部分に設置する広告物は、以下に掲げる基準に適合するものとするあり、五つ基準がありますが、渋谷では、まちづくり指針2010に掲げる将来像、世界に開かれた生活・文化の拠点渋谷を推進するためにも、6番の一番下の赤字部分を追加しております、広告物やビジョン等がまちのにぎわい形成や良好な景観形成に寄与し、かつ防災等の情報発信やまちの良好なマネジメント等の実現に資するものとして、渋谷駅中心地区デザイン会議において協議・調整を行い、認められた場合は、大規模建築物等の建築等に係る景観形成基準によらないことができると追記しております。

4番については、広告物やビジョンの表示掲出について、街並みの個性や魅力を高め、情報発信やにぎわいを形成する効果があることから、地域特性を踏まえた良好な景観の形成に寄与するようにと追記しております。

変更点は、以上になりまして、ページをおめくりいただきまして、4ページ目ですが、事業者との合意状況ですが、こちらの下絵にあります六つの大規模開発の事業者さんと合意をしている状況でございます。

地元意見への対応状況ですが、2月4日から2月15日までの間、渋谷区のホームページに指針変更案を公開いたしまして、意見募集を実施しております。また、2月8日には意見交換会を実施しまして、広く地元の方の意見を聴取いたしました。

参考に資料1-3で、いただいたご意見とその対応をお付けしております。

また、前回の景観審計画部会でいただいたご指摘ですが、先ほど上の二つはご説明させていただきまして、三つ目ですが、新しい羽田のルートに当たる場合は、上空からの視点

を追加したほうがよいというご指摘をいただきまして、渋谷はA滑走路のルートは渋谷の駅の上空を15時から19時の間、3時間運用される予定ですが、飛行機のルートの高さからは難しいのですが、駅街区東棟の展望台など高層部から各建物の屋上が見えるようになるため、高層部からの見え方については、検証方法なども含め、デザイン会議にて今後検討していきたいと考えております。

また、四つ目の隣接するところは、行政的にどう裁いていくのかというご指摘ですが、周辺の開発に合わせ、来年度地区計画の変更等の計画検討を始めるため、指針についても区域拡大の検討を並行して進めていきたいと考えております。

最後に五つ目ですが、広告の審査は、エリマネがルールを決めているようだが、ネガティブチェック的な基準になっている。渋谷らしいクリエイティブな内容、質の高い内容を誘導する仕組みも必要ではないかというご指摘をいただきまして、いろんな形を活かしたクリエイティブな映像など、情報発信拠点として渋谷らしい映像を発信していけるように、渋谷区も積極的に関与しながら取り組んでいきたいと考えております。

最後におめぐりいただきまして、スケジュールですが、本日、ご説明させていただきまして、この後でご説明させていただくデジタルサイネージの実証実験が6月に予定されておりますので、それまでに認定をいただけたらと考えております。

ご説明は以上になります。

○中井（検）会長 それでは、関係者からの説明は以上でございますので、ただいまのご説明につきまして、ご質問等ございましたら、委員の皆さんからお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。畔柳委員。

○畔柳委員 これは言葉のことなので、ここで言うのが正しいかが分からないのですけれども、ビジョンという言葉、これは何ですか。つまりこういう公的なものなんかでビジョンという言葉を使うときというのは、大体将来像とか、未来にあるときだとかいうことに使っている、そうですね。

ここで、いきなりビジョン、広告ビジョンというのは何を指すか。説明を伺ったところでは、恐らくプロジェクションマッピングなんかのデジタルサイネージという話も出てくるので、映像という意味からも、映像或いは投影する画像で、最後にご説明のあった、ビジョンの形を活かしたどうのこうのというので、クリエイティブ、成長などという言葉が出る。そうすると、ビジョンと映像は違うのか、こういったビジョンは何なんだろうというのが、とても不思議です。分からないんです。

○中井（検）会長 いかがですか。

○渋谷区 確かにページ自体がちょっときちんとしていないところがあるのはご指摘のとおりでして、それで渋谷区のほうでは、地区計画策定なんかを行っております、この特定区域の中ですと、渋谷三丁目地区計画というのを策定しているんですけども、そちらのほうではビジョンという言葉を使いまして、おっしゃるように映像を流すような広告、そういうものをビジョンというふうに呼んでおりますけども、きちんと定義されてないというところは、確かにご指摘のとおりなので。

○畔柳委員 いや、これを最初に伺ったときに、このビジョンというのはどういう意味ですかというのがある。最近では、ビジョンという言葉は何の意味で使っているんだろうと思って検索をかけたんですけども、そうすると、例えば東京都なんかの将来のビジョンという形で出てくるんですね。インターネットの検索をかけると、ビジョンという言葉を使った会社名を持った映像の制作会社の名前とか、そういうものが出てきます。だから、それによって、これは映像という意味で使っているんだ、或いは英語のビジョンという言葉がずっと調べてみると、やっぱり最初に展望とかそういうものが出てきて、最後の段階でビジョンという言葉の日本語訳として、或いは英英の辞典で見ても、映像、画像という言葉が出てくるんですね。

だから、これ特に渋谷区がお決めになったこと、或いは渋谷区でお使いになっている言葉なので、ここでそれを議論に上げるのが正しいのかどうか分からないのですけれども、何か非常に曖昧だと思ひまして、もしこの画像、例えばハイビジョンとか、テレビジョンのビジョンであるというのであれば、何かそういうこと言葉の定義をしていただかないと分からない。その後、デジタルサイネージという言葉が出てくるので、恐らくそういうものを意図しているんだろうというのは分かるんですけども、何か片仮名英語はすごく難しいと。これが例えば指針として、今まで7年間使ってきたと。ただ、将来ずっと使うとしたら、このビジョンという言葉が片仮名で覚えた若者は、恐らくビジョンという言葉が英語のビジョンとこのビジョンは全く関係ない日本語ビジョンだというふうになっていくのだからというのもあって、その辺のところをきっちりしたほうがいいのではないかとというのが感想です。

○渋谷区 ありがとうございます。ビジョンという言葉につきましては、確かに言われるとおり、懸念しているところがあるんですけども、駅前さんのほうは、専門についてデジタルサイネージという言い方をされていて、それで、区のほうでは、既に作成している地区

計画の中だとビジョンという言い方をしているので、今回の景観形成指針の中ではビジョンという表現を使ってしまっているんですけども、確かにそれ自体、しっかりしていないところがありますので、渋谷区の中のほかの計画、地区計画なんかについても、今後少し検討していきたいと思います。

○中井（検）会長 ほか、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○畔柳委員 あと、デジタルサイネージのほうの資料を見せていただくと、実証実験という形で、プロジェクションマッピングを建物の壁面に映し出して、その実証実験をしているということで、そのときに、特例許可というのをとるというふうに書いてあって、その特例許可をもって実証実験をする。第1回目もやる、意見を言って、第2回目もする。それより前に指針を変えるんですか。2019年4月に景観形成の指針変更の認定を受けるというのがあるわけですね。ということは、ここでもう決めちゃうということですね。

だったら、その後の実証実験は何の意味があるんだろうと。実証実験をやるためにこれを変えないといけないんだったら、特例許可を得て実証実験ができるんだったら、2回目の実証実験も終わってから変更・認定するほうが正しいのではないかなと漠然と思います。

そうでないと、変更するための実証実験ではなくて、何のための実証実験なのでしょう。

○渋谷区 今のご質問にお答えしたいと思います。

資料が分かりづらくて申しわけないんですけども、実際この今回のデジタルサイネージ、ビジョンの開始につきましては、この景観審議会の中で審議していただいている、東京都景観計画の中のお話と、東京都屋外広告物条例の二つ規制がかかっているものがありまして、少しごっちゃになって書いているので、申し訳なかったんですけども、特例の許可というのは、屋外広告物条例のほうの許可になりまして、そちらまた広告のほうの特例小委員会のところで議論していただくお話になるんですけども、そちらについて、ビジョンの大きさが広告条例の中の基準よりも大きなものを付けようという計画をしておりますので、広告条例の特例をとらせていただきたいということで、そちらのまず実証実験として広告物ではない映像を流すというものの実証実験をやるための許可をいただいて、その後、実際、実証実験をしてみて、広告ではない映像を流したのを検証して、それでいいだろうということになったら、2段階目として実際の広告を流す実証実験というのを行っていききたいというふうに考えております。

それで、今回、審議していただいているこの景観審のほうにつきましては、大規模建築

物の特定区域景観形成指針の中の項目のところ、3階以上とか、10メートル以上のところに広告物を付けてはいけないという東京都景観計画の中の基準がありまして、これについて渋谷区の中の駅を中心地区について、特定区域ということで、ここの制限を緩和していただいて、渋谷区の独自ルールということで支援をしていただきたいという話です。

○畔柳委員 もう既ににぎわい形成、良好な景観形成に寄与すると認められる場合はこの限りではないと書いてあるので、この限りではないことでもいいのではないですか。元々この限りであったら、壁面を使った投射広告ではだめだということになるし、第1回目の実証実験は広告物ではない。屋外広告物というのを私も調べたんですけども、屋外広告物というのは、四つの条件があるということで、継続的にずっとやっているとか、ああだこうだというのがあるんですけども、継続的にずっとやっているわけでは恐らくないというような話もあるし、広告に対してどういうふうな定義をするのか分からないんですけども、もう既に認められる場合はこの限りではないと書いてあるんだから、別にそれは構わないのではないですか。

○渋谷区 認められる場合について、渋谷区のほうの特定区域のルールとしまして、ではどいった方が認めるかというのが。

○畔柳委員 でも、よく分からないのは、この実証実験をすることの意義はどこに一体あるんだろう。景観のほうから言えば、実際には建築というものに携わっている人間にとっては、建築物は不動産なので不動なのです。だから、景観を形成するためには、いろんな規制をかけて、例えば色彩的に明度がどうの、彩度がどうの、容積率がどうのというようなことを言って、それを定めてきて、恐らく景観形成を図っているんだと思うんですけども、都市計画上そういうことをやっているんだと思うんですけども、今この広告というようなものは、もっと流れていくようなものという形で、恐らく7年前につくったから、古いから新しく替えましょうという話になっているんだと思うんですけども、7年だってちっとも古くないなというのは、大規模建築物というのは、大体7年以上かけて計画していくようなものなので、ちっとも古くないなというのは私なんかの思い、感覚ですね。建築するだけで36カ月とか45カ月とかいうような形でやっているものなので、7年前の指針に従って今つくったものが、何か指針が古いと言われてしまうと、建築とか、街並みというものの形成は一体どのぐらいのスパンで考えたらいいのだろうというような気がするんですね。

私が思うのは、ここで行われていることは、例えばプロジェクションマッピングによっ

て、壁面に大きなあつと驚くようなものをつくり上げて、まちの活性化の一環としてそういうものをつくりたいと、それには10メートル以下しか使ってはいけないというのが非常に邪魔だというような話で、やっていこうというような話だと思っんです。

だけど、一つは、大規模建築物になぜこんな規制がかかっているかというのと、大規模建築物が余りにも大きなインパクトを与えるものなので、さっき言っていた、羽田に向かって下りてくるというようなのも、今見たら19時までというような話で書いてあったりすると、あれは毎日ではなくて、何か不測の事態のときにこのルートを使えるという話だったと思っんですけれども、そのときに、それが真冬だったらもう3時か4時ぐらいからもう真っ暗になってしまって、それがプロジェクションマッピングには、物すごい効果的な時期だと思っんですけれども、そういうときにワッとやられたら邪魔だったりというようなことがあるわけではないですか。

プロジェクションマッピングに関して、逆にこういう広告物というような形で広告が入るにしろ、広告物と考えるものではなくて、今の電子技術なんかが花咲くような形で、ここでやるというのだったら、広告物という考え方にしないで、例えば建物全体にプロジェクションマッピングをできるような、そういうようなものを考えたほうがいいのではないか。そのかわり、景観を有するためというためのものの変更というのは、景観、例えば都市基盤とか、建築に関するものというのは、すごく長いスパンで考えるべきだと思っるので、そういうものを変更していくことに私は何となく抵抗がある。というのは、こういうのは変更する、IT技術の進化による変更、変更、変更といっていくと、例えば今建物の壁面にプロジェクションマッピングをするのが正しい、最新かもしれないけれども、5年10年経ったら、もしかしたら空気中に全てを映し出すことができるかもしれない。そうすると建物や都市に関する規制に穴をあけることが、そこだけ残って壁面は使わなくなるかもしれないではないというような気がする。

もちろんこのことについては、渋谷区及び渋谷のデザイン会議の方々や景観審議会の計画部会の方々、皆さんがいろいろと考えて、議論をなさってきた結果がここにあると思っるので、ただ、何か安易に変えるぐらいだったら指針なんかはつくらなければいいのというような気がします。

○中井（検）会長 何か渋谷区さんのほうからございますか。

○渋谷区 少し説明不足の点があって申し訳なかったのですが、まず7年というところではあるんですけども、7年というのも、基本的には昨年8月に、東京都景観計画の中

の大規模建築物等の指針の変更がありまして、今お話ししている10メートル以上のところに広告を付けてはいけないというところですけども、この3ページのところの黄色の下の部分があるんですけども、ここの元々は、大規模建築物については10メートル以上の部分に広告は全面的に禁止だったんですけども、東京都の指針の変更によりまして、ただし書きが付け加わりまして、この壁面に設置する広告物について、にぎわい形成や良好な景観形成に寄与すると認められる場合は、この限りでないというただし書きが付きましたので、渋谷駅を中心地区について、こういう基準であれば、ここの景観形成に寄与すると認められるということで、新たにこの6番のところとか付け加えまして、ただ、何でもいいというわけではなくて、ある程度ハードルを高くと言いますか、基準を超えて大きなものを付ける場合については、当然街並みの景観形成に寄与してほしいということは入ってくるんですけども、かつ、防災とか、そういう情報を流すという形で、あとこれは今、エリマネさんが設置するんですけども、実際広告の収入については、まさに還元するということでお話をしておりますので、この区の形成基準をつくりまして、基準を超えるものを認める場合については、情報発信ですとか、そういうものに協力していただいたりですとか、収益については、まさに還元して、まちづくりのための費用に使ってもらうとか、そういう形で基準をつくっていききたいということで、ここは入れております。

○蓮見景観担当課長 すみません、1点、事務局から補足で説明をさせていただいてもよろしいでしょうか。

今回この特定区域景観形成指針ですけれども、基本的に指針ということで、先程ご説明しましたが、今後景観の独自ルールをこのエリア内でどういうふうにしていくかというのを決めていくものでありまして、渋谷区さんからご説明がありましたとおり、情報発信とか上位計画に基づいて、こちらの区域の中については、先程の屋外広告物を活用したまちづくりを進めていこうというような指針になってございます。

また、先程のデジタルサイネージを使った実証実験というお話がありましたが、あちらについては、屋外広告物条例の規制と景観的な側面がありますので、そちらについては、次の報告事項の議案にあります。屋外広告物の特例をとって条例手続を進めていくということと、併せて景観的な側面もありますので、景観審議会の計画部会の中でご報告いただいているというような状況です。

今回のこちらの指針の変更につきましては、渋谷のこの青い区域の中でどういう景観的なルールを据えていくかというようなご審議になっておりますので、デジタルサイネージの

次の段階になりますけれども、今回渋谷区さんの中で、そういうまちづくりを進めていきたいという趣旨で、今回変更という形になっています。

あと、ただし書きをそのほか指針で変更するのかというのは、二通りのやり方がございますが、今回は渋谷区さんのほうでは、こちらの事務方、複数のエリア、事業者さんがいますので、個別の対応ではなく、エリア内の事業者さんと連携して、またかつ、住民さんの意見を取り入れて、今回の指針の変更案という形でご提案いただいているという状況でございます。

○中井（検）会長 はい、ほかに。

瀬良委員。

○瀬良委員 瀬良でございます。

私は、計画部会の委員も兼任させていただいておりますので、計画部会の指摘と議論を簡単に申し上げたいと思いますが、資料の1-1の4ページ、右側にありますけれども、計画部会におきまして議論がございました。

先ほどの畔柳委員のお話と少し関係するところ、例えばファサードの動きですね。壁面全体が動いているような内容の演出、これがどちらかというと、過剰な感じなものにならないように、少し抑制すべきではないか、そういうご意見もありまして、それを受けて、こういう表現に変更していただいたと認識しております。

そのほか、どんどん明るくなりすぎないようにといった、そんな意見でございますとか、特にこの四つ目ですけど、対象区域に隣接するところ、これはどういうふうこれから取り扱っていくのかというようなこともご指摘がありました。それぞれに対して右側にありますように、渋谷区のほうでいろいろとご対応、そして考え方をお示しいただいて、計画部会の意見については、反映されていると認識をしております。

○中井（検）会長 事業者さんではなくて、関係者さんが来られておられますので、そちらに今質問をということでございますので、渋谷区さんのほうに、ほかにご質問等ございますか。

どうぞ。関根委員。

○関根委員 実証実験はまたこの後やりますか、今は述べないで後で述べたほうがいいですか。

○中井（検）会長 実証実験については、先程もございましたように、屋外広告物のほうの案件ですので、ここでは報告ということになりますけれども、ご意見はそこで承るよう

にはいたします。

それでは、私から少し渋谷区に質問です。最後のところに、渋谷駅中心地区デザイン会議において協議・調整を行い認められた場合はというふうに書いてあるので、この渋谷駅中心地区デザイン会議がちゃんと機能していただけるということが、これを了承する或いはしない、という議論はこの後、やりますけれども、了承するに当たっての大前提になると思うんです。こちらのほうは、当初はいろいろ開発事業がたくさん起きてくるので、そのデザイン調整をとということだったというふうに私は理解しているんですけども、今後はこういう広告物とか、ビジョン等とか、そういうものについても、渋谷駅中心地区デザイン会議のほうで積極的に関与をされると。つまりこのデザイン会議というのは、永続的に設置されて、いわば地域のマネジメントにずっと係わっていくという、そういう理解でよろしいんでしょうかというのが私の質問です。

○渋谷区 今ある区域につきましても、今後、大規模開発を計画しているものがありますので、当然そういったものについては、議論していただく予定でありますし、駅中心地区、既に立ち上がっていて関与してきているものがありますけども、そういったものについても、今後何か変更ですとか、新たにビジョンを付けたいとか、そういう話があれば、デザイン会議などで当然議論させていただきたいと考えております。また区域につきましても、北側については、今エリアに入っていないんですけども、駅に直近、広場に面する建物というのも、今後大規模開発、北側についても予定されているものもありますので、そういったものについても、デザイン会議の中で、一体的な景観形成ということで議論していきたいと区では考えておりますので、区域の変更等を含めて、今後デザイン会議の中でいろいろ議論していきたいと考えております。

○中井（検）会長 ということは確認ですけども、今の渋谷駅で行われている大規模な事業が終わると、このデザイン会議は廃止されるのではなくて、継続的に設置をされて、そこで継続的にこういうことに係わっていかれるという、そういう理解でよろしいですか。

○渋谷区 はい。

○中井（検）会長 了解です。

ほかいかがでしょうか。

（なし）

○中井（検）会長 それでは、渋谷区さんへのご質疑はここで終了とさせていただきたいと思っております。どうもご苦労さまでございました。

関係者の皆さんは退出をしていただければと思います。

(事業者退出)

○中井(検)会長 それでは、渋谷区に対する質疑は、以上といたしまして、引き続き渋谷駅中心地区大規模建築物等に係る特定区域景観形成指針変更案の認定について、事務局からの説明と質疑に移りたいと思います。

まず、本日、欠席の委員から事前に事務局がご意見をいただいているようですので、初めに意見の紹介をお願いいたします。

○事務局 事務局です。まず、光井委員から、渋谷というまちでは、今回の議論は景観的には問題がないと思うというようなご意見をいただいております。続きまして、中井祐委員です。ビジョンがまちの魅力としてどう還元されるのか、ビジョン設置によるプラスの効果を問い、正しくしていく必要があるんじゃないかというようなご意見をいただいております。あと小野委員からでございますけれども、今回の変更案につきましては、特段問題ないのではないかとということで、特に具体的意見等はございませんでした。

欠席委員からの意見につきましては、以上でございます。

○中井(検)会長 それでは、引き続き、事務局よりご説明をお願いいたします。

○蓮見景観担当課長 それでは、お手元の資料1-4をご覧ください。

特定区域景観形成指針の変更(案)の認定についてでございますが、まず認定に当たっての審査項目というのがございます。こちらは東京都景観計画で認定項目4点が定められておまして、そちらの審査項目については、左側の記載にございます。

まず(1)でございますけれども、まず事業者全員の合意が得られているということと、適用区域内の地権者に対して十分な理解を得る努力がなされていることというのが、審査項目の一つとしてございます。

こちら対応状況でございますが、先ほど渋谷区から説明がございましたが、事業者ですとか渋谷駅前エリアマネジメント協議会と調整・確認を行いながら、指針の変更案を作成して内容について合意を得るとともに、区民を対象にした意見交換会の実施ですとか、指針の変更案について意見募集、パブコメなどを行いまして、地権者のご理解を得るような努力が十分になされていると確認されてございます。

2番目の審査項目でございますけれども、地元からの意見に対する十分な配慮でございますが、先ほどの意見交換会ですとか意見募集で出された意見については、渋谷区の考え方、対応等を示しているというところが確認されてございます。

3番の東京都景観計画の理念との整合性でございますけれども、こちら基本理念がございますとおり、例えば地域住民の意向を踏まえて、地域の個性、特色とかを伸長するような景観形成が図られているとか、また都民、事業者との連携により首都にふさわしい景観の形成、交流の活発化による東京の更なる発展というような基本理念に整合が図られていると確認されてございます。

4番目の景観形成の指針、景観形成基準及び運用体制の妥当性でございますけれども、今回追加される基準案につきましては、景観形成の指針に基づき、渋谷の特性を活かすように定めているということと、運用体制につきましては、先程中井会長からもご質問がございましたとおり、渋谷駅中心地区デザイン会議のほうで適切に運用されているということが確認されているということでございます。

上記、4点の審査基準に基づきまして、今回の変更案につきましては、地域の個性を生かした景観を創出するものとして適切に判断されるので、認定するには妥当ではないかと東京都は考えてございます。

事務局からの説明については、以上でございます。

○中井（検）会長 事務局としての案の説明もございました。

それでは、委員の皆さんにご審議いただきたいと思います。ご発言ある方はお願いをいたします。いかがでしょうか。

○畔柳委員 すみません、もう一つ、渋谷駅中心地区のデザイン会議は誰なんでしょう。渋谷区のホームページなんかを見ていてデザイン会議という言葉は出てくるんですけども、東京都は例えば審議会とか誰というので出てくるんですけど、渋谷区のこのデザイン会議は誰だか分からないのです。何かいろいろホームページを見たんですけど分からなかったのです。

○蓮見景観担当課長 東京都のほうで聞いている限りは、学識経験者の先生ですとか、または地元の事業者、町会関係者と地元の方で構成されている会議体というふうには伺っています。

○畔柳委員 学識経験者はたくさんいるので、恐らく東京都だと、こういうふうには全部名前も公表しているではないですか。この渋谷駅中心会議というのが、とても重要な役割を果たすという印象で、何でもかんでもデザイン会議が承認するとか書いてあるので、一体誰なのか。

○加藤委員 日経アーキとかには出ていますよ。

○畔柳委員 日経に出ていますか。

○加藤委員 はい。

○畔柳委員 でも日経アーキテクチュアに出ている、日経アーキテクチュアは非常にマニアックな雑誌なので。

○蓮見景観担当課長 渋谷区のホームページでは、委員の方が、全員ではないのですが、学識が座長、副座長、また委員の方で構成されていまして、学識経験者の方が2名、座長、副座長、あと副座長として渋谷区の副区長の方、あと委員で学識経験者、その他の学識経験者と地元の有識者というような形で、ホームページに公開されているのですが、細かい委員までは出てないというような状況です。

○畔柳委員 出てないんですね。

○蓮見景観担当課長 はい。今回そういったご意見があったというのは、渋谷区にはお伝えして、どういう対応をとられるかというのは、渋谷区さんで検討はしていただきたいと思います。

○中井（検）会長 ほかの委員さん、いかがですか。

どうぞ。

○有賀副会長 資料の1-1、この変更（案）の概要をお認めするかどうかということから幾つか質問ですが、事務局への質問ですが、この資料1-1のP4のところに、本審議会のもとで設置されている計画部会から指摘が出ている中で、いわゆる駅街区の考え方と、それから今回の特定区域の区域、駅街区以外の周りの考え方は当然違いますよねという趣旨の意見が赤字でこの3)を追記しましたというふうなことが書かれているんですけども、このP4の計画部会からの指摘の上から2段目ですか、これ表で言うと、渋谷区回答というところ。これは渋谷区が回答したことだと思うんですが、これがこの資料1-1の具体的に言うと、どこに反映されたと理解すればいいんですか。

○蓮見景観担当課長 まず、こちらの赤字の3)で追記されているところでございますけれども、2ページの夜間照明の項目追加の基本的な考え方で5項目ございまして、こちらの3)に周辺環境に応じて、適切な照度、輝度なんかを設定して光の質の向上を図るということで、こちらの照明の指針の中の基準の一つとして、周辺の環境に応じた照明、輝度、光の演出というようなことをしてくださいということで、今回こちらのほうでも追記されてございます。

○有賀副会長 後々にこの変更した指針を実際見て運用していくときに、分かりやすく

という意味で言えば、今ご説明があったP2の3)が、例えばこれほどこの範囲の話を示すのかというようなことは、追記しなくても大丈夫ですか。例えばその直上の2)のところは、駅街区の話を書いていますよね。駅街区を頂点としというふうな、P2の2)。だけどP2の3)というのは、これは趣旨から言うと、駅街区の周りの話を言っているんですね。そこら辺はどうなんですか。

○蓮見景観担当課長 例えば、事務局の認識としましては、こちらの赤い範囲だけではなく、周辺というのは、その区域の外、例えばその区域の一番端っこだけで計画されるような場合については、周辺というのは、その区域に限らず、区域以外の建物の周辺も含まれますので、このエリア内というだけではなく、こちらの例えば開発が予定されている建物の周辺、区域に限らず、周辺に影響が及ぼさないように適切な光の向上を図るということで、近景だけではなく、中景、遠景も含めた基準になっているのかなというふうには事務局としては認識してございます。

○有賀副会長 いや、分かるんですが、これはだから特定区域の景観形成指針の変更ですね。だから、すごく簡単に言うと、特定区域以外は東京都の基準に従えばいいわけですね。すごく簡単に言うと。

だから、逆に言うと、この3)というのを、あえてこの特定区域の夜間照明に関する項目追加として扱われているので、特定区域に係る項目として理解すべき話ですよ。そうすると、特定区域の中の3)というのは、駅街区を除くのか、駅街区も含めた話なのかどちらなんですかという。

○事務局 渋谷区としては、これは3)については、全体に係るお話だと考えております。

○有賀副会長 全体、特定区域の範囲の全体。

○事務局 そうです。特に1)のところ、広場とかに面する建物について特筆した書き方になっているんですが、そこを含めて、全体の考え方として3)が追加されたというふうに理解しております。

○有賀副会長 なるほど。そうすると、計画部会の指摘とはちょっとニュアンスが違う。

○蓮見景観担当課長 計画部会のご意見というのが、この実は1)のところの今「ファサードの装い」というのが記載にございますが、従前の文言の記載は「ファサードの動き」という記載がありまして、そうすると、「ファサードの動き」というと、照明がすごく動いて、過度な演出がなされるのではないかとということで、そちらの文言のファサードの4

ページの、なっているのですかね。

○有賀副会長 でも今の質問は、その下の欄の3)のところなんだけれども。

○蓮見景観担当課長 そちらと一体的な形で、そういう表現も、こちらの文言の修正とこちらの抑制する、という部分も記載すべきではないかというようなご意見をいただきました。渋谷区のほうで今回こういう形で作っていただいているというようなところですよ。

○有賀副会長 なるほど、分かりました。ではそういう趣旨が分かるように、本来は文章化しておいたほうが良いという感じがしますが、それが1点。

それから、もう1点は、今回は、夜間景観のあり方の追加と併せて屋外広告物のあり方の追加をされているのが変更の中身なんですけど、とりわけ大型のサイネージというか、ビジョンというか、電子ビジョンというか、を用いたことを想定して書かれているP3以降の屋外広告物の話と、P2までの夜間照明等の追加項目の関係がよく分からない。この両者の関係が、要するによく分からない。

だから、この屋外広告物というのは、駅街区に限った話では当然ないので、特定区域の中の全体を示すわけですね。屋外広告物の追加は、駅街区だけではないですよ。それと、今直前にご返事をいただきましたけれども、P2までの夜間照明等々で、大規模建築等々で考える、景観照明や特に夜間照明についての今回追加している項目の内容の趣旨、これが簡単に言うと整合しますかという話です。中身的に。

○事務局 夜間照明の項目でいきますと、1)の駅のシンボルとなる広場に面する建物のところで、広告物やビジョン等による「情報の設え」に焦点を当てたというところで、少しビジョンに対する夜間の景観としての考え方を1)で記載しております。そこと関係するような形で、今回屋外広告物やビジョン等ということで広告のほうもご検討して回答したいという内容になっております。

○有賀副会長 形式的には多分、そういう意味では、形式的な連動はしているんですけど、中身的に連動をうまくしていますかというような質問なんですけれども。

○中井(検)会長 具体的には。

○有賀副会長 例えば、この特定区域景観形成指針で、昼夜問わず賑わいや活気を演出するまち、或いは都市の魅力向上、それから、その点の後に、屋外広告物を活用した持続的なまちづくり活動、こういうふうなことがうたわれているわけです。そうすると例えば景観に係わることで質問するとすれば、昼夜問わず賑わいや活気を演出するまちとしてのところ、広告物のこのビジョンの話やその他ここでうたわれている広告物やビジョ

ン等と言われているから、有体広告物も含めれば、電子的なビジョンも含めれば両方あると思うんですが、これらが賑わい創出や云々、活気を創出するというものに資するということなんだと思うんだけど、夜間照明等々でP2までで言っていたことというのは、どちらかというと、駅街区についてはシンボル性だとか、あるいはアーバン・コアの人の動きや、或いはまちの動き、情報の設えというのは、うまく、むしろクリエイティブに創造的につくっていきましょうと。

逆に言えば、周辺というのは、周辺とうまく親和性があるというか、連続性があるということ、どちらかというと、マネジメントとか、コントロールしていきましょうということですね、周辺と合わせていきましょうということですね。

そうすると、広告のほうは両方に係わってきているので、区域全体の話で。ですよ。駅街区だけに言っているわけではなくて、周辺も含めた、周辺というか、特定区域の中、全体に係わってきているので、これ押しなべて全体に、いわゆる広告を用いて昼夜問わず賑わいや活気を創出することが全部係わってくるんですかね。そうすると、かなりビジョンのコントロールとか、ビジョンを使った屋外広告物の展開というのが、区域全体に想定されるということが前提なんですかねという。

○蓮見景観担当課長 今回のルール上ですけれども、そちらの青い区域が特定区域景観形成指針の範囲になりますので、こちらの青い区域の中については、一定の条件がございますけれども、こういう広告ですとか、デジタルサイネージですとかを活用したまちづくりを行ってきたいという区域、そして、先生のおっしゃるところでございます。

ただ、そちらの内容については、周辺への影響ですとか、また何でもかんでもいいというわけではなく、一定の条件のもと、更に、かつこの渋谷駅中心地区のデザイン会議で内容が認められたものに対して実行していくというようなくくりになっていますので、この中で適切に運用されていくのかと認識してございます。

○有賀副会長 だから逆に、あえて提案的に言うのであれば、今事務局原案で出てきているP3の渋谷指針、屋外広告物の広告の項目に追加・変更というところの黒字のところは今までもある内容ですよ。

○蓮見景観担当課長 そうですね。

○有賀副会長 そこで読めることというのが、基本的には従来の特定区域に全部かかっている話で、赤字のところというのは、今回追加したいんだと思うんだけど、これはどちらからいうと、駅街区の話をしているのではないのですか。

○畔柳委員 でも、こちらの、勝手にサイネージのほうを先に行きますけれども、このこのところを見ると、5ページのところの夜の渋谷駅周辺のあれを見ると、駅街区以外にも全部同じように、デジタルサイネージによってキラキラにしましょうというような絵が何となく出ているので、意図するところはこっちなのかなと思うんです。

○有賀副会長 どっちなの。全部なの。

○蓮見景観担当課長 いや全部というか、まず現状で言えば、駅街区の1点しか見ていないんですが、将来的には渋谷区さんのほうと、あとこのデザイン会議の中で適正と認められるようであれば、こちらの区域内は可能になりますが、ただ、何でもかんでもいいというわけではなく、先程から申しているとおおり、このデザイン会議の中で適切だと、調整協議を行って認められた場合について決定されるという形になりますので、そちらの中でも適切に検討して、どういった完成形をとるかというのは、今後検討される。

○有賀副会長 だから、趣旨は分かるんですが、実証実験もまだ実際問題進んでいない中で、31ヘクタール全体にこれをかけていくのが、本当にいいかどうかですよね。赤字の追記の部分。

○事務局 基本的には、ただ今回追加するんですが、ベースとしては、都の景観形成基準への適合を標準とするという大もとの考えがありますので、それで一定の要求は図られると。

○有賀副会長 と事務局は考えているし、渋谷区をそのように指導する。

○事務局 はい。

○有賀副会長 東京都として。

○事務局 はい。

○有賀副会長 なるほど。

○中井（検）会長 よろしいですか。

○有賀副会長 はい。

○中井（検）会長 ほか、いかがですか。

はい、どうぞ。瀬良委員。

○瀬良委員 実際渋谷の駅周辺に行ってみますと、対象区域になっていないところも含めて相当いろんな広告、或いは、ビジョンというところ叱られるかもしれませんが、そういう広告がいろいろ出ていますよね。それを全くフリーにするのではなく、まずは対象区域については、一定の制約を加え、また、まちづくりのそういった点を適用することによって、

よりいいものにしていく。何もしなければ、何も対象にしなければ、もう自由になってしまふところを、そうではなくするという意義があるのかなと理解しています。

○中井（検）会長 ほかの委員の皆さん、いかがですか。

○畔柳委員 実際に建物をつくったり、区や国の規制をかいくぐって建物をつくったりしている側としては、規制とか指導とかはわけ分からないなといつも思うんですね。指導じゃなくて、決まっているんだったら決まっている、いいんだったらいい、悪いんだったら悪いといってもらったほうが仕事はやりやすいです。

デザイン会議が調整するとかいうと、ではデザイン会議は誰よというところが全然明確ではないし、広告のほうの実証実験とおっしゃいましたけれども、実証実験をする前に何で変える必要があるんでしょうか。何かどうしても建物をつくっている側からすると、コンクリートだったら放っておいても60年は絶対中性化しないでそこにあるというようなものでいうのと、それから、この間、テレビで「ブラタモリ」という番組でパリの都市計画をやっていたんですけども、物すごく強制的に同じ建物をつくって、それが100年ぐらい経って、だから、みんなすばらしいと言ったりするような都市計画だと思うんです。建物をつくっているときに考えるのが、にぎわいとかそういうものというのは建物がつくるのではなくて、そこに動いている人とか、広告物、氾濫している広告物なんかもにぎわいをつくっているんだと思う。だから、その一環としてやるという話なんだと思うんですけども、大規模建築というのが、周辺に及ぼす影響というものを考えての規制だと思うんです。五十何メートルまで普通だったら広告ができるのを10メートルまでに抑えているというのは、そういう意味があるんだと思うんです。

それともう一つ、何となく気に入らないなと思うのは、やっぱりプロジェクションマッピングというのは、サブリミナル効果というのは、やっぱりすごく大きいものだと思います。どこかにサブリミナルに対して言及があったと思うんですが、もしかしたら、私が勝手に調べたところにあったのかもしれないんですけども、景観とは関係ないのかもしれないけれども、何となく本当にそんなことをやっていいのかなという気がします。

というのと、もう一つは、実際に防災のときの災害時に必要なのは、プロジェクションマッピングされた情報ではなくて、携帯にWi-Fiがどこでもつながるほうがずっと人々の役には立つんではないか。

実際に防災として、災害のときにプロジェクションマッピングでそのところの渋谷駅全部電車が動きませんと書いてもらっても、あんまりうれしくも何ともない、誰も見ない。

あんまり意味ないのではないかと。

○中井（検）会長 はい、ほかの委員の皆さん、ご発言はございませんか。

少し時間も押してきましたが、まずはこの中身の確認だったり、或いは少し修正していただいたほうがよさそうなどの意見が幾つか出されたように思います。

例えば畔柳委員が最初に言われた、ビジョンの定義みたいなものも、本当はどこかでちゃんとしておいたほうが、単純に言うと、これは映像装置のことなんですよ。

○事務局 そうですね。

○中井（検）会長 だから、そういうふう書いてもらったほうが、むしろ分かりやすいと思いますし、有賀委員から、幾つかエリアのことということで、この特定地区の中のエリアを明確にするのか、しないのかというのは、ここの書き方は基本エリア全部に適用されるんだけど、夜間照明の1)だけはアーバン・コアの周りだから、これはもうほとんど駅街区の周りにしかないの、駅街区の周りにのみ、1)は適用されて、ほかの項目はすべてからこの特定区域の中には適用されますというように、今のところは理解せざるを得ないと思います。有賀委員からは、それで本当に正しいかどうかという、渋谷区さんの理解も正しいかどうかというような意見が出されているので、そこはご確認をやはりいただいて、もし駅街区だけの話なのであれば、そのような書き方にこれは直していただかないと少し誤解を招くのかなというふうに思います。

それから、渋谷駅中心地区デザイン会議、これはもう誰が見ても、ここが一番非常に大事な組織だという、ここに基本的にはお任せしますという中身のローカルルールなので、委員名の公表も、誰だからいいとか悪いという話ではないと思いますけれども、今後組織としてちゃんとメンバーが公表されて、渋谷区が責任持って事務局で運営していますということは、私はやっぱり公開していただくべきかなというふうに思いますので、そのようなこともお伝えいただくということで、基本的には渋谷区さんなり、事務局のご提案を了承するというので、よろしいでしょうか。

（はい）

○中井（検）会長 それでは、そのようにさせていただきますが、幾つか少し大事な注目が付いているので、渋谷区さんのほうにそれをちゃんと伝えていただきたいということと、どこかで一回ちゃんとそれがどうなっているかを報告していただいたほうが良いと思うので、次の審議会なり適切な時期に、このようになっています、或いは運用がもう始まっているのであれば、このようにきっちりと運用されていますと、或いは実はやっぱり問題が

出てきましたということもあるかもしれないけど、とにかく報告を審議会にちゃんとしていただくということで、事務局お願いしてよろしいですね。

○蓮見景観担当課長 はい。今、会長からございました、ビジョンの定義とエリアを明確にするということと、デザイン会議の運営を明確にしたほうがいいのではないかというようなご意見をいただきました。少し渋谷区と調整して、また調整状況につきましては、審議会なり、何らかのところでご報告させていただきたいと思います。

○中井（検）会長 それでは、次のも、先程から話題になっています実証実験の話なので、その他の報告は割と多分簡単に終わると思うんですけども、こちらのほう多分いろいろと質疑応答もあろうかと思えます。

報告事項の1件目、渋谷駅中心地区におけるデジタルサイネージ等を活用した実証実験でございます。

こちら報告ではございますけれども、まずは事務局から説明をお願いします。

○蓮見景観担当課長 渋谷駅中心地区大規模建築物等に係る特定区域景観形成指針の区域内において事業者がデジタルサイネージ等を活用した実証実験を行うものでございます。

こちらの詳細な説明につきましても、関係者をお願いしたいというふうに思います。

○中井（検）会長 それでは、関係者の入室をお願いいたします。

（事業者入室）

○蓮見景観担当課長 それでは、説明者の方、本案件について自己紹介の後、内容の説明をお願いいたします。

○事業者 本日、複数名伺ってございますが、渋谷駅前エリアマネジメント協議会、それから渋谷駅街区の開発業者、2社で出席をしております。

説明のほうは、私のほうからまとめて冒頭さしあげたいと思います。

○中井（検）会長 ちょっと時間が押していますので、要点をうまく説明してください。

○事業者 本日、2社で参っておりますのは、渋谷駅前エリアマネジメント協議会が、実は2015年から渋谷の駅前で広告の社会実験をやってございます。これは建築物ではなくて、駅前広場、渋谷区さんの区道内での、今で言う半蔵門線の上り口、「しぶちか」から上がってくる建屋の部分ですね。そこに広告物を設置して、3年間社会実験をやって、これがどうまちに還元できるかということをやってきました。

それと、今後、建築物もようやく上が上がってきたということもございまして、建築物の壁面も使って、さらにそれを拡充して、まちに還元するための仕組みというのを全体

で考えていこうということで、エリアマネジメント協議会はそういった全体の広告の枠組みであるとか、まちへどう還元するかという仕組みづくりのところを担当しています。

渋谷駅街区開発事業者が参ってございますのは、当然ハードとしての駅街区建物と管理ということになってございますので、そういったソフトとハードの両面で今日ご説明をさしあげたいと思っております。

お手元の資料の3ページ目でございます。実際の設置物の位置は、少し図が小さくて恐縮ですが、ピンク色で描かせていただいている少しL字型をしている、このJR渋谷駅と書いている文字のちょうど上側の部分、東口の駅前広場、渋谷ヒカリエさんに面した部分と北側の原宿方、明治通りですけれども、こちらに面した面というところを想定してございます。

オリンピック前はこちら側から竣工して、実際西側のハチ公側は、まだこのオリンピック以降着手ということで、向こう7年間工事を続けるという状況です。

お手元ページの4ページ目でございます。こちら実際のパースにどのあたりにそういったものを設置するかということを示してございます。これはちょうど明治通りの北側から見たようなパースが左側になってございます。幾つかくりがございまして、一つは渋谷らしい縦動線の空間ということで、アーバン・コアと呼ばれるものが設置されています。図で言うと右下のほう、少し形状が下のほうからぐっと上のほうに伸びているアーバン・コアのさらなるシンボル化という文字が書いてございますが、これが一つの要素でございます。

それから、そのたもとの部分、左下の部分、少し山型になっている部分がございますけれども、ここに建築意匠、一帯のデジタルサイネージということで設置を検討してございます。それ以外に屋上の部分でありますとか、ファサードの部分とか、建築としては全体の見え方、考え方というの整理しているというところでございます。

このうちの左下のサイネージの具体的な設え、規模感を右側の円に拡大してお示ししてございまして、物自体は地上面から申し上げると50.2メートルというのが一番上場になってございます。実際の表示面は上下方向で25メートル程、東西方向、横方向で広いところで40メートル程というふうなことになるってございます。一部ヒカリエさん側、東側のほうに回り込んでいますので、その辺が20メートル、14メートルというような骨格になってございまして、全体としての面積は、780平方メートル程ということになってございます。

お手元5ページ目でございます。これまでの渋谷区さん、デザイン会議中での議論等々

もまとめて記載をしてございますが、基本的には、昼それから夜の景観、特に東口の駅前広場とハチ公前広場、この広場周りを、いかに渋谷らしくにぎわいを高めて、情報発信をし、かつ、まちにいろんな還元ができるかどうかというところを議論してきたというところでございます。今回、その一端をまず先行してやっているというところでございます。

具体的に何を考えているかというところで、6ページ目でございます。6ページ目は、左側は、実証実験期間中の映像のイメージというものを記載してございます。右側が、本格運用時期の映像のイメージということを描いてございます。

実証実験期間中は、基本的には公共的な利用、それから、にぎわいに資する映像ということで、ここで書かせていただいているような渋谷区さんとの情報発信に関する連携した内容であるとか、或いは交通だったり、そういった観点もございまして、警察さんとも連携をしてみたいという話。

それから、東京都さんとも、当然ながら時期的にはオリパラ前ということもございまして、こういったところと連携した内容というのも考えられるだろうというふうに考えています。

それから、にぎわいに資する映像ということで、こちらは非常に特殊な形状をしたビジョン、デジタルサイネージということですので、この形をいかに使って、それをしっかりと世界に発信していけるようなコンテンツをつくれるか、その上がりがちゃんとまちに還元できるかというところが実験の大名目ですので、それを生かしたコンテストだったりとか、コンペティションだったりとか、そういったものを積極的にやりながら発信をしていきたいというふうに考えてございます。

それから、本格運用、これ自体は現状のスケジュールでは最後にご説明をさしあげますが、オリンピック直前ぐらいからというふうに思っておりますが、実際は広場とかなり連動して、こういったイベントだとか、祝祭だとか、そういったものと一体利用するという観点と、あと例5ということで、一番下に小さな絵で恐縮ですけれども、災害時の情報発信ということも積極的に考えてございまして、ちょうど原宿から来ると、明治通りの北のほうからよく見える位置にありますので、そういった形で駅前の有事の情報をしっかり北側に流していくという機能も考えてございます。

このあたり実験の中でも実際どう見えるとか、文字情報が適正かどうかとか、そういった実験をしつつ、運用後もしっかりと発信機能を担えるようにしていきたいというふうに考えてございます。

7 ページ目に、では具体的な実験の内容はどういったことを考えているかというところをまとめてございます。

文字面が多くて恐縮ですけれども、大きくは4点プラス1点ということを考えてございまして、AからDまでをまず初動の、我々実証実験①と呼んでいますけれども、環境影響として周辺のまちに影響がないかどうかという検証をしようと思っています。Aは街並み、特に住宅、そんなに駅前多くはないんですけれども、やはり幾つかございますので、そういうところからの見え方であるとか、これまで景観計画の中で渋谷区さんの中で設定されていた重要な視点場からどう見えるかとか、そういったことを確認していきたいという。

Bの交通安全性、これは先程申し上げたように明治通りとか、幾つか周辺道路からよく見えやすいところもありますので、交通運転上支障がないかどうかというところは、しっかりと確認をし、警察さんとも対応していきたいと思っています。

それから、C、これは実際の不快感だとか、特に光の問題、音の問題両方ありますので、それを数値化、指標化をして、どのくらいの輝度であればよさそうかとか、どのくらいの音量であれば届くとか、そういったところをデジタルにしっかり把握をして、将来の運用につなげようということを考えています。

あとDは情報発信の有効性ということで、先ほどの防災の件もそうですけれども、ちゃんと情報が伝わるかどうかということも、いろんな文字情報あるいは映像情報を出しながら、それを実際現場で見て検証を進めていきたいというふうに思っています。

それぞれ交通事業者さん、これは鉄道さんですね。それから交通管理者さんということも警察さん、それから、いわゆる環境影響の指標系の話は、大阪大学の先生で、大阪の駅前で同様に少し先行してやられているような案件もございまして、その先生に入っていたいで数値化等々、そういった検証は検討していただくと思っています。

それから、情報発信の有効性は、エリマネの、先ほど申し上げた広告の自主審査組織というのが、2015年から始まっている社会実験の中ででき上がってございますので、その中でしっかり見ていただきながら、判断をしまいたいというふうに思っています。

8 ページ目は、今申し上げた内容を少し図化している内容ですけれども、まずはこのA B C Dといったような周辺影響がどう捉まえられるかということを中心に検証をさしあげて、この影響がそれほどまちに対して起きなさそうだと分かれば、実証実験2というところに段階的に移っていききたいというふうに思っています。

実験にはもう実際、地上の広告を募集して、流して、どのぐらいで売れて、幾らの収益

が出る、それをどのぐらいまちに還元できて、まちの維持管理に役立てられるかという検証を考えてございます。それを実証実験1、2ということで、2段階でやっていきたいというふうに考えています。

最後9ページ目、直近のスケジュールをお示ししてございまして、それぞれ実証実験1、2と呼ばせていただいているタイミングについてご説明をさしあげています。

具体には、今年度この場の以降、先程の景観形成指針の話、或いは現場での警察さん、或いは道路管理者さんとの対話を今後4月、5月でやっていきまして、具体的には6月の段階で、先程申し上げた四つの実証実験1というものをやっていきたいというふうに考えてございます。

その内容を7月に取りまとめまして、8月、9月に、また改めてデザイン会議、それから計画部会、あと当然広告の審議会、委員会の中でもご説明をさしあげて、次のステップの実証実験2というのを、10月辺りから実施していきたいというふうに考えてございます。

この資料の10ページ目は、再掲になってございますけれども、この実験を行うに当たっての平成29年に東京都さんに設置をいただいた要綱を記載してございます。この内容に則って今回実験をまず開始して、2段階で実験が行った後、オリンピック前に本格運用に移ればというふうに考えてございます。

ご説明は以上になります。

○中井（検）会長 それでは、皆さんからご意見等いただきたいと思いますが、先程関根委員からご発言の話がありましたので、まず関根委員どうぞ。

○関根委員 まさに今のA～Cのところの実験実証のことなんですが、やっぱりまちづくりというのは、地域の特性を生かしながら、そこに集まる来街者の方とか住民の方にとって健康で文化的なやすらぎとにぎわいのまちづくりを目指していくものですよ。そこに、なおかつ安全で安心できるまちづくり、そういう視点に立って考えたときに、この実証実験のAからC、D、ここがどのような重要性になってくるかということで、少し意見を述べさせていただきたいと思います。

例えば、特にBの交通事故、これにつきましては、この間もちょっと説明のときに言ったんですが、高速道路で事故が起きると、脇見運転で事故を見ながら渋滞が起きます。それに対して、なおかつそこでまた二重事故というか、そういう事故が起こる危険性があります。ですから、車に乗っている方々が本当にどういう位置で見るか、それが脇見運転になってしまったり、事故を起こす可能性が広がってしまうのではないかというこ

とをすごく考えているわけなんです。

ですから、すごい画面に気をとられて危険予知能力が使えない場合がありますので、詳しい分析をいろいろな分野や人で検証して欲しいと言うことです。

その辺がすごく私としては心配に思っています。あと車などもありますけども、これは、またちょっと国土交通省のほうにお願いがあるんですが、これは別として、やっぱり光。その光が人間に及ぼす不快なレベル、グレアがどのぐらいで人に影響を及ぼすのか。人によって違いますが、その性格的なものもありますから。だからその辺を詳しく、こういう人の場合はこうだとか、その辺を詳しくきちんと段階を分けて検証していただきたいと思えます。

それが結局、良好な環境の形成をつくるのが、生活環境を創造しながら、人々の心を豊かにしながら地域の活性化とか、観光の何というのですか、復興につながると思えますので、その辺を含めて、多分渋谷を日本一訪れたいまちにしながら再生していると思えますけども、更に新たなにぎわいとして、四谷、虎ノ門とか、いろんなどころでも今まちづくりをやっていますので、とにかく安全・安心のまちづくりということをお願いしたいと思えます。

以上です。

○中井（検）会長 ほかはいかがでしょうか。

私からちょっと一つ、実際のデジタルサイネージの装置ですけれども、これは壁に張り付けるというイメージでいいんですか、それとも張り付けるとしたら厚みとかはどれぐらいあるかとか、UTLみたいな薄いやつなのか、そのあたりのスペックはどうなっているんでしょうか。

○事業者 実際、手元の4ページ目に少し大きな絵がありますけれども、表面のいわゆる1枚目のファサードは、通常外壁のガラスファサードがありまして、その一歩裏側にサイネージの基板を設置するというのを考えております。

基板自体は、基本的には、一般的な、と言うと語弊がありますがけれども、いわゆる巷で使われているデジタルサイネージの基板というもの。

基本的には、風雨にさらされることはないですし、必要に応じて欠損の調整とか、輝度の調整みたいなことは随時できるような状態になっています。

○中井（検）会長 何か細かい話でなんだけど、そうすると内側に付けるとしたら、フロアのところとかは、どういう処理をされるんですか。要は、床の厚みの分だとか当然あり

ます。

○事業者 そういう床厚、それはもう当然出ないように、面自体は設定をしていますけども、当然接合部分とか、そういったところは、わずかながら当然すき間はできますけれども、それ自体はそんなに地上から見て違和感なく見えるかどうかというところを現場でもそれは実際検証したいと思います。

○中井（検）会長 ほかはいかがですか。

○事業者 先程の安全性の話も、当然視点場から立って見るだけではなくて、運転される方にアイマークレコーダを付けていただいて、それはデジタルとしてしっかりとどこを見たかというのが解析できるようなシステムで検証しようという車の話と、あと当然、鉄道の銀座線であるとか、山手線、埼京線はあの脇を走っていますので、その運転席にもしっかりと取り込んで、鉄道からの見え方も検証したいというふうに考えております。

○中井（検）会長 ほかいかがでしょうか。

○畔柳委員 音は出るんですか。

○事業者 音はそうですね。何らか出る想定をしています。

○畔柳委員 渋谷の喧騒の中に、またプラスでこの音が入ってくる。

○事業者 そうですね、ですので音の出し方とか、まさに音量の問題とか、そういったものどのぐらいが本当に適正か、適正じゃないかというのをまさに実験の中で検証したいというふうに思います。

○中井（検）会長 よろしいでしょうか。

（なし）

○中井（検）会長 ありがとうございます。

ちょっと総括というわけでもないんですけども、本屋外広告物デジタルサイネージにつきましては、結構懸念される意見も、部会というか、審議会の中にはございますので、しっかり実証実験をしていただいて、検証をしっかりとさせていただきたいということを審議会として申し上げておきたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、ありがとうございます。退出していただければと思います。

（事業者退出）

○中井（検）会長 それでは、残りの報告事項がまだ六つもあるんですが、時間がもうお約束している時間になっているので、報告事項を一括して通しで全部説明していただいて、ご質問があれば受けることにさせていただきたいと思います。

それでは、ご説明、報告事項の2から順にお願いします。

○事務局 報告事項2につきましては、資料3をご覧ください。

こちらは大規模建築物等の事前協議制度の運用についてということで、平成27年4月から、都市再生特別地区の案件を部会に諮るということと、事前協議の段階的な実施ということを試行という形で実施してきました。

この度、試行の結果を踏まえて、平成31年度より本格施行したいというご報告になります。

都市再生特別地区の事前協議の細かい運用につきましては、次ページ以降に定めます要綱に定めて、事前に明示していきたいと考えております。

それから、報告事項3点目、都市再生特別地区の事前協議についてということで、今ご説明した都市再生特別地区を部会に諮った案件の事例紹介ということで、資料4をご覧ください。

こちらは歌舞伎町の旧ミラノ座跡地に計画される施設で、ホテル、劇場、映画館等が計画されているものです。こちら都市再生特別地区を活用するというので、計画部会にお諮りしまして、そこで出た意見への対応ですとか、改善案を次ページ以降に文章と絵で示しております。

こちらにつきましては、今年の夏頃着工を予定しておりますので、それに合わせて東京都のホームページでも協議結果を公表していきたいと考えております。

それから、報告事項(4)、東京都選定歴史的建造物の選定状況についてということで、こちら資料5のほうになります。今年度選定した歴史的建造物について資料にまとめてありますので、後ほどご覧いただければと思います。

それから、報告事項(5)歴史的建造物の保存を支援する取組についてということで、こちら資料6になります。歴史的建造物の保存支援の目的に、ファンドを創設して、修繕費等の助成をやっているんですが、これに関連しまして、チャリティイベントを毎年実施しております。平成30年度も2回ほど記載のとおり開催しておりますので、ご報告いたします。

それから(6)景観行政団体の移行状況についてということで、こちら景観法に基づいて、区市町村に景観行政団体を移行していくというのですが、現在、25区市に移管をしておりますが、この度、千代田区についても、今年4月1日から移行するというので協議が調いましたのでご報告させていただきます。

それから、最後、報告事項の（７）夜間景観形成の手引きの検討状況についてということで、こちらは昨年８月に東京都景観計画に夜間における方針ですとか、基準を追加しましたので、その基準を分かりやすく都民や事業者に向けて解説していくということで、手引きを今作成しているというご報告です。こちらにつきましては、今後、内容を精査しまして公表していきたいと考えております。

以上、簡単ですが、報告事項の説明とさせていただきます。

○中井（検）会長 資料の３から８まで、ご報告ということでございましたけれども、委員の皆さんから何かご発言ございますでしょうか。

もし、ないということでございましたら、以上で本日予定しております議事は、全て終了ということになります。

（なし）

○中井（検）会長 それでは、これで事務局に議事をお返しいたします。

○米田緑地景観課長 中井会長、どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日の東京都景観審議会を閉会させていただきます。

皆様、どうもありがとうございました。